

社会福祉法人槇の里

役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人槇の里（以下「法人」という。）の常勤職員を兼ねる者を除く非常勤の理事・監事・評議員及び評議員選任解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償等に関し、必要な事項を定める。

(範囲)

第2条 この規程の適用を受ける者は、役員等とする。

(報酬の支給方法)

第3条 理事長及び職員を兼ねる理事を除く役員等が、理事会・評議員会・評議員選任解任委員会（以下「諸会議」という。）に出席したとき及び諸会議以外で法人及び施設運営のためにその業務にあたった場合は、別表1によりその都度報酬及び費用弁償を支給する。

但し、諸会議が法人所在地外での開催の場合は、理事長及び職員を兼ねる理事についても別途、費用弁償分の支給をすることができる。

- 2 理事長の報酬は別表2に定める月額報酬とする。その支給時期は、毎月職員給与支給に準じた日とする。
- 3 報酬及び費用弁償は、現金により本人に支給する。ただし、本人の申出により、本人の指定する本人名義の金融口座に、当該月分を月末までに振込むことができる。

(出張旅費)

第4条 役員等が、理事長の命を受け法人の用務により出張したときは、別表3に掲げる費用弁償を支給する。

- 2 前項でいう出張は、当法人本部より概ね半径25kmを超えた距離より適用する。
- 3 特別の事情により、第1項の規定により難しいと理事長が認めたときは、その実費を支給することができる。

(補 足)

第5条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 平成21年4月1日施行の役員旅費規程は廃止する。
- 2 この規程は、平成29年7月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和3年11月25日に改訂する。

別表 1

区 分	報 酬	費用弁償
<ul style="list-style-type: none"> ・ 理 事 (理事長を除く) ・ 監 事 ・ 評議員 ・ 評議員選任 解任委員 	日額 15,000 円	法人本部より ・ 50 km以上 実費 ・ 50 km以内 実費 但し、公共交通機関を 利用し難い場合 1,000 円

別表 2

区 分	報 酬
理事長	月額 150,000 円 (交通費を含む)

別表 3

区分	鉄道賃・船賃	航空賃	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1日につき)	食卓料 (1日につき)
理 事 監 事 評議員 評議員 選任解任 委員	普通車・特急電車の座席の座席指定料金及び運賃。航路による旅行の場合にはその乗船に要する運賃。	現に支払った運賃	乗車に要する運賃	8,000 円	甲地 15,000 円 乙地 13,500 円	3,000 円

甲 地 …… 東京都・神奈川県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県

乙 地 …… その他の地域